

おいらせ農業振興地域整備計画の変更について

おいらせ農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び変更等理由書を次のとおり縦覧する。

なお、おいらせ町住民は、当該農業振興地域整備計画の変更案に対して意見があるときは、次のとおり、意見書を町に提出できる。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画の変更について、農用地区域内にある土地の所有者その他土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対し異議があるときは、次のとおり申し出ることができる。

令和7年8月25日

おいらせ町長 成 田



1. 農業振興地域整備計画の変更案及び変更等理由書の縦覧期間

自 令和7年8月26日
至 令和7年9月24日

2. 農業振興地域整備計画の変更案及び変更等理由書の縦覧場所

上北郡おいらせ町上明堂60番地6
おいらせ町役場分庁舎農林水産課

3. 農業振興地域整備計画の変更案に対する意見書の提出

(1) 意見書の提出先 おいらせ町農林水産課

〔郵 送〕 〒039-2289 上北郡おいらせ町上明堂60番地6

〔F A X〕 0178-50-1010

〔電子メール〕 nousui@town.oirase.aomori.jp

(2) 意見書提出方法

郵便、FAX、電子メールによるものとし、電話による意見は受け付けない。

(3) 意見書提出期限

令和7年9月24日

(4) 意見書提出に当たっての注意事項

①意見書は日本語により記載されたものに限る。

②意見書には、個人の場合は住所、氏名、職業を、法人の場合にあつては法人名、代表者名、事務所の所在地を記載すること。

③意見書の内容については、公表する場合もある。なお、この場合において、特定の個人が識別しうる個人情報、財産権等を害するおそれがある情報については、当該箇所を伏せる場合がある。

④意見書に対する個別の回答は行わず、農業振興地域整備計画の変更を公告する際に意見の要旨及びその処理結果を併せて公告することとする。

⑤農業振興地域整備計画の変更案以外に対して意見を提出することはできない。

4. 農用地利用計画の変更案に対する異議の申出

(1) 異議申出先

〒039-2289 上北郡おいらせ町上明堂60番地6 おいらせ町農林水産課

(2) 異議申出方法

書面による。

(3) 異議申出期間

自 令和7年 9月25日

至 令和7年10月14日

(4) 異議申出に当たっての注意事項

異議申出書には、異議申出人の氏名、年齢及び住所、異議申出に係る農用地利用計画の案及び農用地区域内にある土地の所有権その他の権利の種類、異議申出に係る農用地利用計画の案の縦覧があつたことを知った年月日、異議申出の趣旨及び理由、異議申出ができる旨の市町村の教示の有無、異議申出の年月日を記載する。